1 昭和恐慌以降の地域社会の変容

前 西寿三、 果は前回一六議席の政友会系が二三議席とトップに躍り出、 立候補者が一四四人に達するという乱立ぶりであった。一方、薬権も前回とほぼ同様の三○%を示した。結 郎ら中心メンバーの落選は大きな痛手であった。 回 このうち現職候補の当選者は三四人にとどまり、一八人が落選の憂き目をみた。なかでも灘区の安国幸左 議席に後退した。 昭和八年の の選挙で四人の当選者を出した無産政党も、 神戸区 浜野卓爾郎らの落選は注目され、これまでの地域有力者の地盤の動揺を示す結果となった。一方、 の西 昭和八 (一九三三) 年四月の市会議員選挙は、 であった。まず、定員がこれまでの六八人から六○人に減員され競争激化が予想された上に、 .田富三郎といった有力市議や、また中亥歳男、浜野徹太郎ら現職代議士の支援を受けた小 以下、国民同盟五、社会大衆党二、革新党一、中立七という構成であった。 今回は半分の二人に議席を後退させた。森脇甚一、 逆にこれまで市会の多数を占めた民政党系が二 前回の第一回普選による市議選と同様波乱含み 青柿善

与えることになったのである。

そこで、こうした市内に居住する世帯の実態をみることにする。

まず、

須磨

灘の編入市域を除く一

世

帯

才一 として同業者の百貨店出店問題にかかわるなど、 網谷は兵庫 これ ら市の連合青年団の役員や、 に か 実業補習学校を卒業後、 わ って新人候補二五人が当選し、 衛生組合連合会役員といった地域住民組織の代表者の動向が注目され 市の修養団、そして青年団の活動の中心となり、また、 市会議員の入れ替わりがすすんだ。 小売商問題の解決を切実に訴えていた人物であった。 また、 この選挙で みずから書籍商 彼は

落選に終わったものの、こうした地域を担う中堅層がみずから政治に発言を求め始めたのである。

逆に この一○年間の出生者にあたる○~九歳では市内出生者 (一四万四一七八人)が市外出生者 (二万七六九○人)を大 市 〇万八六四四人中一八万五四一五人)と比較して増加傾向を示している。 これを年齢別にみると、 きく上回るのに対して、二五~二九歳では市内一万六五八一人、市外五万九九○九人、三○~三九歳では、 内一万九九八五人、市外九万四八九八人、四〇~四九歳では市内一万一七〇三人、市外六万五六二三人と、 に占める割合は約三八% (七八万七六一六人中三〇万一〇四五人) で、大正九 (一九二〇) 年の約三一% 昭和初期の (男四○万六三四八人、女三八万一二六八人)である。この人口を出生地との関連でみると、 市 よう。 外出生者のほうが 普通選挙の実施は、 昭和五年の国勢調査によれば、 こうして政治が流動化をみせた当時の、 上回 わ 2 こうした市外から流入し定着した者にも選挙権を与え、 ている。 ここから市外から流入した人口が市内で出産 全市の世帯数は一七万八三二五世帯、 市内住民の態様はどのようなものであっただろうか 人口は七八万七六一六 ・定着する傾向 政治参加 市内出生者の総人 昭和五年では の機会を (総人口六

ことに よるもので (四~六人世帯数…大正九年五万五五四○世帯→昭和五年七万六四七九世帯、 五年四 8.000 っていた(一人世帯…大正九年八三七一世帯→昭和五年九八〇六世帯、 当たりの平均人数をみると、 人世帯、 7,000 ・四一人となり、 男子総数 あるい 6,000 5,000 は 男子有配偶者数 ○人前後を超えるような大世帯は、 4,000 わずかばかり増加しているのがわかる。 3,000 明治三十年三・六三人、 2,000 男子未婚者数 1,000 0 30 男子人口に占める未婚者・有配偶者の年齢別 図 29 推移 (昭和5年) 家計収入の約八割に達している。 労働者八三円=七九%)となり、 二世帯→昭和五年二万四〇七九世帯、 が占める割合は、 よび労働者の家計収入をみるとき、 人員は三・九八人で小家族形態を示してい 二八円=八一%、 ところで、こうした小家族世帯形成の出発点となる婚 また、 四二円、 明治四十一年三・九四人、 労働者八四·三〇%(工場労働者九一円=八五%、 実数において少なく、 大正十五年の内閣調査により市内給料生活者お 後者は一〇六円で、その内世帯主の本業収入 一・一七倍、七~一〇人世帯…大正九年一万七九二 これは、 教員一二八円=七九%、 給料生活者八一・三二% もっぱら四~六人世帯が増加 増加率も四~六人世帯を下回 大正九年四・四〇人、 いずれも世帯主の収 ここでも一世帯の平: 一・三四倍)。 一・三八倍)、 反対に 前者の収入平均 巡查七三円=八四 (銀行・会社員 入が

は約

均

日傭

姻年齢は、

男子では二〇代後半から三〇代に、女子では

昭和 した

カン

9

た。

世帯主の健康や収入の状態いか

んが、

保護・救護の対象になるか、

年齢と重なっていた。このように、

要保護世帯の構成も一般のそれと比較して質的な差異があるわけでは

例を見る限り、 者数が逆転するのが二五歳前後であり、 二〇代前半に集中していた。 初期の普通選挙は世帯主選挙の性格をももっていた。すなわち、 特に男子の場合、 二五歳は普選実施による選挙権を取得する年齢であった。 図 29 にみられるとおり各年齢人口に占める未婚者数 家族を代表し、その収入に 神戸 ると有 市 配 0 偶

よって家族の生活を支えうる者がより多く政治に参加の機会を持ったといってもよ このことは、 当時普通選挙法が 「公私の救助」 を
らける
者の
選挙権
を
否定し、 家族を自立的に支えられ

Ļ,

者が政治から疎外されたことを考えればより明瞭となる。

童生徒であった。 ていた。これは、 子供により構成されるものが四五・一 業を有する者は二五・四%、 っていた。また、 また徐々にではあるが多就労形態を脱しつつあった。 の対象九八五世帯 一、二人働く世帯が一一七八で、これらを合わせると全体の七六・九%を占めていた。 神戸市で 昭和九~十年にかけて行われた調査によれば、 また、 他の救助の対象三七二五世帯、 同居人のある家族も〇・ 夫婦と親兄弟および孫のある家族といった二世代以上の家族の一八・一%をはるか 要保護世帯の男子の婚姻年齢も二五歳前後をピークとし、 失業者五·四%、 %、これに夫・妻のいずれかを欠く世帯を加えると六四・八%に達し 五%であった。 総人数一万九五二四人)は、 休業者○・三%で、残る六八・九%はもともと無業の者 まず、 次に全世帯中、 選挙権を喪失することになる要保護世帯 家族形態では、 一般世帯と同様に小家族を形成し、 世帯に一人のみ働く世帯が二 夫婦のみ、 ¢ はり選挙権を獲得する あるい また、全人員中本 は夫婦とその に上 四 口

政治参加の機会を獲得するか

別れ目となっていた。 同調査による貧困原因のトップは 「世帯主ノ疾病」であり、 以下、 「前世帯主ノ死亡」

「世帯主ノ老衰」が続いていた。

実現していくための条件だったといえよう。そして、国や市と世帯主層を媒介する社会集団が青年団であり、 青壮年の生活を保障することが、 以上のことから、 世帯主を把握することと、 普選により、 より多くの国民を政治に参加させ、 そのために二五歳前後を皮切りにみずから世帯を構え始 議会主義的に国民統合を ある

2 青年団の再編

衛生組合

(世帯主参加) であった。

青年団 昭和期の 昭和初期の青年団の活動をみると、まず単位青年団では講演会・講習会・弁論大会の開催など の修養や、 体育事業、 祭礼時の交通整理などの奉仕等さまざまな活動が行われている。

このうち、 そのため、 地域の治安維持にかかわる奉仕活動は、 防火活動や、 年末・災害発生時の夜警、 第一次大戦後、青年団の特に重要な事業として重視さ

結成など、 れていた。 自分の家が襲撃の対象になった者が少なからず存在したということは見逃せない。 このように治安が強化された背景として、青年団の中心的メンバーとなる青壮年層のなかに、 日常的な地域の監視を行うまでにいたっている。 民警懇談会などの名称をつけた自警団組織 たとえば、 播磨政 米騒 動 の時 (米

穀商)

は多聞通六丁目青年会(後に多聞六保安青年会、

湊東区)の幹部で、湊東区連盟の役員にもなる人物である



写真 59 元五青年団

れる。

要とするのである。」(『北長狭八青年会々報』一一)と述べているとおり、 其の最も近い 会的原因によって破壊される事があるのである。 襲撃をみた神戸区北長狭通八丁目の青年会の幹部が、 動当時、 一例である。 彼の自宅は三百 」「されば一朝有事の際、 [余の群: 集に取り囲 先年当市に於て演じられた米騒動当時の焼打事件の如きは 町内一 「まれ、 「社会の秩序は、 致団結して吾が町内を自衛保護する事は必ずや必 白米の廉売を迫られ 震災以外大火災とか 地域秩序弛緩への危機意識から治安 てい る。 騒 動 の中で、 或は又一方、 群 集 社 0

が、 米

騒

の強化が図られたのである。 また、

年団のそれへの対応は、 騒動 の根底にある生活難そのもの 教育、 職業指導、 貧困者救助などの形で行わ の解決も必要であ った。

ど 気学、 昭 店の店員に対して教育された。 から夜学会が設置され、 三四青年会 和 まず、 六年から かなり熱心な活動がみられた。 通俗建築附図案、 教育では夜学会、 (北長狭・下山手の各三、 「日用常識講座」 英語、 物理 講習会、 ・化学など工業用知識の講習を行ってい 国語、 また、 と題して、 四丁目) 市内の主要な商業地域に位置する 図書室の設置、 珠算、 工業地区にある真野青年団 では、 英数国三教科の さらには法律、 創立当初 弁論大会の開催 ほ (大正十年) か通 簿記が商 俗電 で は な

る。

团 (湊西区) では、 失業者対策も積極的になされた。 全団員・関係者が協力して団内の失業者の就職斡旋を行った。 昭和に入り不況が深刻化するなか、平 松上青年団の場合、 野青年団 (湊区) や松上青年 昭和五

年から七年三月の最も不況が深刻な時期に、二三人の就職を実現した。

昭和 するため、また、 第一次大戦後から昭和初期にかけての慢性不況期には、 業員が占める一般団員との関係が、 心商業地にあった三四青年会の夜学会ですら、 知識を身につけることが必要となった。これらは個々の単位青年団で賄えるものではなかった。 るにしても、 ところで、こうした個々の単位青年団でできる地域の改善には、 二年に再開された時は、 幹部となっている商工業者自身が経営難にあった。また、商工業者が占める幹部と、店員・従 営業収益税の導入などによる帳簿の作成のため、 珠算のみの小規模なものに縮小されていた。 温情主義的に調和するとは限らなくなっていた。 経費の削減の結果大正十二年以降しばらく活動が中断され 百貨店、 チェーン・ストア、 簿記・会計をはじめ商店経営に関する新 おのずと限界があった。失業者を救済す 一方、 消費組合の進出に対抗 小売商などでは、 例えば、 H

月極読者の公選により選挙、 月神戸又新日報社が開催した兵庫県青年議会(普選を模し、県内を二六選挙区に分け、満二○歳以上の男女候補者を のリーダー 単位青年団 こうして、単位青年団の担い手のなかから、 問題を、 市や国の手によって実現しようとする要求が現われる。ここでは、大正十五年十二 当選者を集めて模擬国会を開いたもの)に当選参加した者の政見を挙げておこう。 地域だけでは解決不可能な生活難や社会改善の

大正七年八月(米騒動の月)の団長初当選以降、 (昭和初頭で三〇代後半の壮年に属する)。 昭和初頭まで団長の役職にあり、 彼は神戸誠心青年団 (葺合区琴緒町五丁 市の連合青年

旦

において、

村上義了

明治二十二年生れ

(市連青)の創立にも参加した人物である。 青年団に中等高等教育の補習機関を設け、 掃を期し、 共同宿泊所の刷新拡張を促す。 彼が青年議会に際して発表した政見は、「一、 普選実行の理想化を期す。」(『又新』 大正十五年十月二十四日)と 一、社会政策の振興実施を期す(市営にて土木事業を起こすなど)。 現存貧民住宅 の改改

いらものであっ

旦。 張。」「一、教育改善、 兵庫尋常高等小学校を経て、東京私立工種学校修了。 の実施。」「一、貧民住宅の徹底的改善。 明治三十二年生れ 義務教育国庫負担問題の確定。 (同じく二〇代後半の青壮年)。 一、社会政策の根本改造と共に民衆政治の実現を期す。」(同十一月六 長田カネキ自動会社勤務。 一、労使協調政策の確立と共に失業者の徹底的救済策 岡山県出身。 千歳青年会(林田区)幹事。 政見「一、 自治団 体権 市立 0) 拡

十五日、十二月三日)。 期す。」「質屋は相当担保を要し 瀬尾政広 労働学校幹事。 明治三十六年生れ 政見「一、労働時間の制定を期す。 利息も高き故、 (同じく二〇代の青年)。 政府が金融機関をつくり 国民生活の安定をはかる。」(同十月 熊内青年団 移民政策の確立を期す。 (革合区) 理事。 広島県出身。 知事の公選を 専門学校中途

十二年、 教育の充実を政治の問題としてその解決を求めている。 題がいかに切実であったかがうかがえるのである。 模擬選挙にむけてのアピールという側面 選挙粛正運動下の市会議員選挙に議会浄化を唱えて出馬する。 もあるが、 瀬尾政広は、 いずれ 青年団の活動を担っている者にとって、 もが貧困 以後市連青の幹部にもなり、 ·失業問 そうした彼の活動の一 題 労働 問 題 の解 つの出発点を さらに これらの 決を掲げ、 は昭和

青年団歳入出予算の推移

(2) 歳 出

(単位:円)

	j	事	業		費		nia wastu			EV=:n++	∧ =1
修養	体育	編集	産業	各区	防護 隊	その他 計	事務費	1	2	臨時	合 計
1, 360	1,670	1, 844				6, 463	2, 523	307	567		9, 860
700	820	2, 777	-	1, 930		7, 377	2, 573	307	495	605	11, 357
700	870	2, 570		1, 930	-	7, 645	2, 648	322	467	_	11, 082
500	740	2, 060	_	2, 400		7, 065	2, 648	318	331		10, 362
650	560	1, 880	_	2, 466		7, 116	2, 814	322	80	1, 400	11, 732
890	700	1, 928		3, 253	600	9, 671	2, 791	332	130		12, 924
990	700	1, 928		3, 753	950	10, 421	2, 956	338	245	_	13, 960
770	650	1,850	500	4, 000		10, 420	3, 352	357	289	5, 000	19, 418
280	790	2, 200	200	3, 760		10, 204	4, 700	306	300	-	15, 510
280	540	2, 360	400	4, 160	-	11, 580	4, 370	289	331		16, 570

費補助金5,000円を含む。①は大日本連合青年団・兵庫県連合青年団への負担金,②は予備金,臨時歳出は親関 会費用(昭和10年)

111号・140号・185号・209号・281号(昭和13年4月)

大会、

登山会、

柔剣道相撲大会、

水泳講 庭球

陸上競技会、

野球大会、

下のようになる。 体育 教育 中堅青年講習会、 史跡講座、 る講習会、 大運動会、

雄弁大会、

商工業諸問題に

関

講演会、

演説会、

夜

活動写真会、

青年講座、

巡

回 3

社会見学・産業視察

奉仕 行列、 関東大震災避難者救援、 早起体操会 大葬参列、

昭和天皇親閲、 皇室奉送迎、 大典記念鉢伏山開 成婚奉祝等提灯 観艦式交通 拓

な財源をもとに比較的充実した事業を展開しえた。 たのに対して、 市 活動 市連青の 連青の昭和初頭までのおもな活動をあげると以 単位青年団の活動が継続性を欠き、 た小規模なものとならざるをえなか 市の連合青年団は表派のような豊富

ま っ

ここに見ておきたい。

る。

こうした、

(第三回)

など、

市

内

の主要企業を見学

年団

や区の連盟

0

教

育事業の水準

を上回ることが

できた。

青年団規

查所 (1) 谱 ス

(1)				
年 度	団費	補助金	雑収入	繰越金	合 計
昭和3年	1, 560	5, 600	1, 300	1, 400	9, 860
4	1, 782	5, 600	1, 975	2,000	11, 357
5	1,752	5, 600	1, 930	1,800	11,082
6	2, 172	6, 100	1, 940	150	10, 362
7	2, 232	6, 100	1,800	200	*11,732
8	2, 604	8,000	2, 120	200	12, 924
9	2, 640	9,000	2, 120	200	13, 960
10	2, 748	9,000	2, 370	300	**19, 418
12	2, 880	9, 000	2, 930	700	15, 510
13	2, 940	10,000	3, 130	500	16, 570

(注)* 創立十周年記念式典の市臨時補助金1,400円,**全国青年団大会 費用(昭和4年),十周年記念式典費用(昭和7年),全国青年団大

資料: 市連青団報 "神戸市の青年』75号(昭和4年7月)・88号・

昭

和 ts

年 でも

か

ら同 注目

四年にかけて合計八回にわたって実

か

されるの

が教育活動

である。

例えば、

編

集

機 関

紙

『神戸

市

Ö

青年』、

年

ン

フ

神社砂!

持奉仕 若槻

H

ンドン会議全権出

迎

湊川

施され

た青年講座では

(表187)、

不況下の中小

商

工

者にとって必要な実業に関する知識が、

車

菛

0

究

また、

昭和

五年から行

われ 研

そ Ō 場 5鍋所・ 日本染工株式会社長田 工 場 輸 出網 織 物 検

た産業視察講習会では、 者によって教授された。

神戸製鋼所

再製樟脳会社

第

回、

台湾精糖会社神戸精糖

所

(第二回)、

阪

神

研究者や経営者から直接そのノウハウを聞くことができる点で、 で 「労働 ŀ 修養」 などの経営者に 市連青の事業は、 よる講演が 行わ 単位 n 7

程の改正 行われる。 のような、 まず、 財源 cz 単位青年団 事業規模で下位 には 団団 加 入団 体を凌駕した市連青 取扱停止規程』 (昭和三年五月) のもと、 青年 لح 団 組 『神戸市青年 織 全体 0 再 団

回次	内
第1回	「日常生活に即したる青年の修養」法学士山下信義
第2回	「電気とは何か」「能率増進」「動力」「住宅改良問題」「地震と建築」「最
	近我国の機械工業の状態」神戸高等工業学校教授薄井廉介ほか
第3回	「金銭の利殖」「金銭の借入」「租税と経済生活」「租税制度」「商品配給
	に就て」「小売に就て」神戸高等商業学校教授原口亮平ほか
第4回	「湊川戦史」「世界に於ける神戸港」「楠公遺蹟」「神戸史蹟」「一の谷戦
	史」会下山人福原潜次郎ほか
第5回	「俳句の話」「旅行の話」「花と人生」「絵画の見方」「音楽の聴き方」高
	田蝶衣ほか
第6回	巡回史蹟講座
第7回	「憲法の話」「陪審法の話」「日本将来」「神戸市の商工業」「神戸市の社
	会事業」神戸地方裁判所東亀五郎ほか
第8回	「電気と其応用」「天候の話」「神戸市背山の史蹟」「神戸市に於ける民
	俗信仰の変遷」「金解禁が物価に及ぼす影響」薄井廉介ほか

資料: 市連青『拾周年記念誌』 付けられた。 青 団 年団各区連盟準則』が定められ、 連合青年団各区連盟ニ関スル規程』 要するに地区ごとに団員の重複を避け、確実な運営 や同業組合による青年団の新設はできなくなる。 した地域的編成を強化する規程により、 を行えるもののみが設置されることになった。 団ノ地区ヲ含マ ついて「設置地区明瞭ニシテ其地区内ニ既加入青年 九団が退団処分を受けている。 は加入団としての取り扱いが停止された。 め 次に区の連盟については、 方 目的ヲ達成スルヲ以テ目的トス」とされ、 一機関と位置付けられた。 市連青自体は、 昭和五年に始まる中堅青年講習会では、 ザ ル コト 幹部養成の機関として位置 (第一条第二項)とされた。 昭和 後者では、 五年一月 「神戸市連合青年 『神戸市連合青 事実上企業 新設団に 『神戸市 このため、 こう 市連

前

則

の改正

者により、

市連青への負担金滞納六カ月に及ぶもの (昭和五年一月) で規制が加えられる。

深刻になりつつあった地域への政党間対立の浸透に対して、 「青年団 ノ本質 又ハ政治運動等ニ参加スルガ如キコトハ絶対ニ禁止スルコト」といった内容が講義された。 八常ニ 団員ノ修養ヲ企図スル団体タルニ在リ」 幹部を通じて青年団を政治的に中立化させるこ 一 クモ団体ノ 勢力ヲ利用シテ 直接政治 当時 間 題

指導方針 市の青年団 青の理事や嘱託のポストにつけて、その指導にあたっている。 市当局では、青年団の活動に対して教育課内に社会教育係を設置し、 市立実業補習学校や小学校の また教育課吏員を市連

校長・教員による指導もあった。

とが目指されていたのである。

員個々人の生活改善にあり、 市連青の機関紙 補習教育関係者であり市の修養団運動の担い手でもあったメンバーを中心に唱えられたものである。 育課主事で市連青の常任理事であった有方新治や、 「子弟教育貯金、 ところで、昭和初頭まで主流を占めた指導方針 といった日常生活上の心得を強調したように、 『神戸市の青年』 結婚準備貯金ヲスルコト」「子供ノ勤労ニタインテハ一定ノ報酬ヲ与エ之ヲ貯蓄セン それによって生活難を乗り越えようというのである。 紙上で、「一事慣行百例」として、「簡易生活、 は、 岸田軒造(兵庫商工実修学校校長)、 青年団のさまざまな事業も、 個人修養を中心とするものであった。 安価生活ヲ心掛 その中心はあくまでも団 網谷才一ら、 これは、 バクル 市 網谷が 市 0) ムル 0)

載された岸田軒造の こうした指導方針の背景には、彼等なりの現状認識があった。『神戸市の青年』七〇号 (昭和四年二月) 「所感」を要約すれば、 おおよそ以下のようになる。 に掲

我国は米が約

割足りない。

しかもその足りない米を作る肥料の約三分の一は外国から輸入している。

歴史編Ⅳ 近代・現代

混食するものが極めて少ない。 入しており、 その他、 かわらず、 一一億にまで減じてしまった。この調子で行けば日本はどうなるのであろうか。ところが、それにもか 般に労働を嫌い、 日の煙草代が七六万円である。これらの淫蕩放縦の結果、 少しも国家に貢献せずして死ぬ幼年青年の死亡者数が世界第一である。また、 大なるは自動車諸機械より、 国民は浮華放縦にひたっている。遊興費が年間一○億円、 かくして毎年幾億の富が外国に流出し、 働くことが少なくして報酬を多く得ようとする結果、 国民が少し覚醒すれば重大な食糧問題も直ちに解決される。 小なるは卵、 野菜、 欧州大戦中二三、 下駄、 国民の健康状態は低下して、多額の金を消 傘に至るまで、 飲酒に費やされる額が 四億あった日本の金貨は、今や 能率は低く賃金は高く、 日常品 米が足りない はことごとく輪 また、 一二億円 国民 のに

青年団レベルで 載され、第八回青年講座では「金解禁が物価に及ぼす影響」が講義されるなど、啓蒙活動が行われた。 を受け入れる下地を用意した。 こうした発想は、 ここでは当時の物価高騰、 職業の能率向上、 は 平野青年団 浜口雄幸民政党内閣下で金解禁実施にむけて展開された公私経済緊縮・ 予算生活、 輸入超過といった経済状態の悪化の原因が、 市連青では、 (湊区)が、 貯蓄の実行、 この運動にかかわる団員申し合わせ事項として、 機関紙上に文部省からの「教化動員に関する檄」が第一面で掲 国産品の愛用、 禁酒、 団員中の失職者の求職運動などを決議 国民の消費生活に帰せられている。 神宮 教化総動員運動 ・皇居の遙 単位

.世界一労銀の高い国となって、

物価も高騰してしまった。

した。

者救済の運動を展開しようとした。

ため兵庫県では、 立した。 経済更生運 その斎藤内閣の下で展開された経済更生運動は、 によって倒れ、 この民政党内閣ののち犬養毅政友会内閣が成立したが、 県の青年団による産業研究への助成金交付は、 政党内閣が終りを告げ、 海軍大将斎藤実を首班とする「挙国一 農山漁村の救済を中心とするものであった。 全て郡部を対象としていた。 昭和七年五月十五 日 .. の 致 Ŧ. 内閣 Ŧi. その から 事 成 件

等に依りて失業され、その為にやむなく青年団員生活より離れなければならないようになられた方をよく見 銭をはるかに上回 受けます」(『神戸市の青年』昭和八年四月)とあるような事態も出現していた。 県連合青年団への負担は、 団の為には非常によく働いて居られた方であるが、 っていた。 しかも、 昭和八年では神戸市が三三七円四〇銭で、 この時期市内青年団の担い手の生活はなお困難であった。 不幸にして事業の失敗の為め、 県下二五郡の平均四二円 又勤務先の都合 「青年 一団員 рų

中央の連合組織に 相 このため都市青年団の農村に対する利害対立意識が高まった。そこで都市青年団は県から独立し、 互の 連絡と、 大日本連合青年団に都市専門の管掌機関を設置することが要請された。 加盟しようとした。 昭和八年十月に開催された全国商工精励青年大会では、 そして中小商 全国都 市青年 単独で

運 動か 壮年団 らは後退を余儀なくされていた。 しかし、 ことは、 青年団としての性格上困難であった。 青年団が幹部を中心に中小商工業者の救済を主張する運動や政治運動 しかも次項でふれるように衛生組合や町会も政治 を起こそうとする

壮年団が神戸市で組織され始めるのは、 まさにこの時であった。 壮年団とは、 当時中央における選挙粛正

運動の中心的存在であった田沢義鋪らが、 た。 団体である。 た三四青年会などでは、 やがて昭和十五年には、 神戸市では昭和十年に、 内部を青年部・壮年部に分け、 市連青の幹部出身者を中心に神戸連合壮年団の結成が目指され 元町五丁目の元五壮年団、 同運動の中軸を担わせるべく全国に呼びかけて結成 そのうち壮年部は実質的に三四壮年団 葺合の旗塚壮年団が相次いで結成され、 の形態とな した壮年層 ま 0)

より、 高まり、 る年齢制限が図られた。 こうした中で昭和十年三月、 市連青では理事長には市の社会教育課長、 公選による理事・評議員は若干名とされた。一方、 神戸市連合青年団団則の改正をはじめとした組織の再編が行われた。 常任理事には同課主事と、 各単位青年団においては団員を二五歳以下とす 役員に占める市の吏員の比重が これ

(翼鬢壮年団)を形成する壮年層が別途組織化されていったのである。 以上のようにして、町会や青年団の「中立化」が図られる一方で、 やがて翼賛体制の政治的 「実践部分」

衛生組合の変化と行政区

3

され による行政整理とともに、 題と衛生組合 屎尿汲取料問 た これ は 昭和恐慌下、 公債の低利借り換えや電気 昭和五年十二月四日、 市の行財政建て直し策として提出されたものである。 神戸市でおこった重要な政治問題に屎尿汲取料金徴収問 市の臨時財務調査会に、 ・水道など独立会計 黒瀬市長より屎尿汲取料金の徴収案が諮問 から Ó 般市費 恐慌下、 への繰り入れ 題がある 市の財政は逼迫し 区役所設置

第二節 都市政治構造の変容と再編

(『又新』昭和六年三月二十六日)。

その中で同年の汚物掃除法改正により、 た。 市税徴収は制限額に達し、 当時の民政党内閣の緊縮財政策のもとでは、 市に恒久財源として徴収が認められたのが、 増税は見込みえなか この屎尿汲取料徴収で った。

当時約四三万円の汲取費がそれで賄われることが期待された。 強いられていた市民にとっては打撃であったため、 された。これにより、 ととし、 具体的 (1)市直営の場合は三五銭、 な料金賦課方法は、 昭和六年度より約七〇万円の収入が見込まれ、徴収に必要とされる経費を除いても、 当初、 便所一カ所につきひと月あたり三荷(一荷あたり約二斗五升) 一荷を増すごとに一〇銭、 大規模な反対運動を巻き起こすこととなった。 (2)市直営以外は二〇銭、 しかしこれは人頭税にも近く、 超過料金は同じ、と 苦しい生活を を汲み取るこ

組合法規が通過しない今日、屎尿汲取料を徴収することは、 想された。昭和五年十二月十六日、林田区衛生組合連合会代表が市長を訪れ陳情を行なった際の反対理由 の中庭にひきだし一々反対の言質をとるなど、 ことが挙げられていた は、「一、屎尿汲取料の徴収は、社会政策に反し、 末端においてその監督にあたっていた。そのため料金徴収の実施は、 に市会での議決を控えた翌六年三月二十五日には、 反対運動の中心となったのは衛生組合であった。 (『又新』昭和五年十二月十七日)。 「稀にみる争議そのまゝの場面」を呈するまでに至っている 時勢を考へざる庶民階級均一 衛生組合は、 役員六〇〇人が市役所に押し掛け、 以後、 現在の衛生組合を潰滅にみちびくものである」 同組合の反対運動は全市規模へと発展し、 汲取事業が 同組合に深刻な影響を与えることが予 「市営」となったのち の負担であること。 市議を順 やなに 衛生 汇

決算の推移

昭和3年度	昭和4年度	昭和5年度	昭和6年度	昭和7年度
円 7, 148. 63	7, 300. 42	円 7, 281, 29	7, 086. 70	何 6, 895. 58
342. 82	395.29	429.07	24.82	11.40
36, 06	31, 96	23. 81	23. 34	32, 01
7, 527. 71	7, 727. 67	7, 734. 17	7, 134. 86	6, 938. 99
7,741.20	8, 693. 12	10, 586. 39	433.62	1,004.25
15, 268. 71	16, 420. 79	18, 320. 56	7, 568. 48	7, 943. 24
6, 240. 34	5, 834. 40	7, 252. 43	6, 386. 56	6, 394. 13
300.06	361.12	363, 66	357.79	323, 65
3, 490. 53	3, 231. 60	3, 345. 77	3, 315. 76	3, 229. 12
384. 00	384.00	384. 00	384.00	384. 00
924.00	924.00	910. 67	924. 00	979. 00
335.25	-	634. 51	177.67	866. 45
	10, 586, 39	433, 62	1, 004. 25	682, 66

月から翌年3月までの1年間。

くかかわっていた。これは衛生組合を法人 に には、 があらわとなった。結局、徴収免除点の設 和会(政友会)・公友会(中立)など、いずれ ていた組合財産を団体として管理する権限 生組合法案」 徴収総額三五万円と大幅な削減をみた上で 施は一年延期とされた。そして翌七年度に、 定など修正の上で条例は可決されたが、 会派でも市長擁護派と徴収反対派との対立 ようやく実現されることになったのである。 法人化問題 衛生組合の 市会内でも衛生組合に地盤を持つ議員は 当時第五九議会で審議されていた これまで組合長の個人名で管理され その結果当時の中和会(民政党)・昭 林田区連合会の陳情に見られたよう (政府提出)の通過い 衛生組合がこのように強硬 な反対運動を起こした背景 j) s んが深 実

(1) 収入

項目	大正12年度	大正13年度	大正14年度	昭和2年度
衛 生 費	万, 609. 18	円 6, 974. 70	7, 070. 64	円 7, 073. 62
預 金 利 子	235. 25	245.48	267. 44	328.81
雜 収 入	23. 24	50. 52	19.67	145, 22
小 計	5, 867. 67	7, 270. 70	7, 357. 75	7, 547. 65
前年度繰越	4, 073. 18	3, 509. 45	5, 017. 32	6. 227. 76
その他合計	9, 940. 85	10, 780. 15	12, 375. 07	13, 775. 41

(2) 支 出

経常費	6, 211. 19	5, 686. 38	6, 946. 20	5, 926. 21
会議費	328. 59	283. 72	375. 10	230. 15
下水掃除費	3, 320. 53	3, 215. 48	4, 060. 45	3, 517. 60
事務所家賃	384. 00	384.00	384. 00	384.00
給 料	900.00	920.00	936.00	924.00
臨時費	220. 21	76. 45	50.00	108.00
次年度繰越	3, 509. 45	5, 017. 32	5, 378. 87	7, 741. 20

(注) 経常費の項目は主要なもののみ。大正14年まではそれぞれ 8 月から翌年 7 月まで,昭和 2 年以降は 4 資料: 『平野衛生組合収支報告』各年度

例えば

和

田岬

町などの都

市計

画事業に

よる

陳 範情 囲

請願などの活動を活発に展開する。

層広げ、

市

K

地

域の改善を求め

開 市四 縮政策 道路拡張に伴う受益者負担反対運動 ま K 線乗り入れ 四年、 昭 するなど、 な 百 和 V べ の組合が一丸となって反対運動を展 によって繰り延べ 五年神戸港修築事業が時の政府の 湊西区)、 ル 0) 反対運 町 地 から区・ 葺合区連合会の阪急高架 域 動 (昭和二~四年)、 0) られ 問 市に 題に積極的 た際に Ų, たるさまざ (大正 さら にた 全 緊

それではなぜこのような法案が必要とな たのだろうか の監督権限を定めようとしたものである。 業に対する使用 を与え、 昭 和初期に また組 なると、 合費の 手数料の徴収権、 強制徴 衛 生組合はその 収 組 活 合 市 長 事

ずさわり、 住民を代表してその利害を主張していった。

市会議員、 に置かれていた。 秩序建て直しの必要を痛感し、 で引受けたやうに先に立つて奮闘努力した」(『叉新』大正八年一月二十六日)と評されたように、彼等は、 心的存在であった西川荘三が、 た。これは市長を名誉会長とし、全市衛生組合の役員約四千人を組織したものである。 こうした各町の衛生組合を統一する機関としては、 商業会議所副会頭)、 神戸鵄勲会副会長)といった、 役員には魚澄惣一郎(初代会長、 西村正次(理事、貿易商、 みずから先頭に立ってそれを実行しようとしている人物でもあった。 米騒動時の市による米の廉売において、「西川君の如きは米の買手方を一手 市内の資産家と目される人々が就任していた(大正十四年)。その中 米穀商、 市会議員)、木下勢三(理事、海運業、市会議員)、 大正十二年七月に神戸市衛生組合連合会が結成され 元市議)、西川荘三(初代副会長→二代目会長、 事務所は市役所内 海運業

財産 所有していた。 が なっていた。 ところで昭和初頭になると、 の売却金を預金している場合もあった。 か こうした組合の会計や財産については明確な管理規程がなく、 かったかが理解できる。 表 188 その内容は組合によって違っており、 は湊区平野衛生組合の収支を示したものである。 衛生組合は地域住民が毎月支払う組合費(衛生費)によって経費を賄うように また衛生組合は、 したがって、 毎月の衛生費を積み立てたものもあれば、 別に預貯金、 その使途について住民も無関心では 不動産、 これを見ても歳入に占める衛生費の割 特に財産は、 債券などさまざまな形で財産を なか 旧来の共有 9

的に

は規程されていなかった。

したがって、

衛生組合が地域にとって有用となればなるほど、

組合費の運用

しかも、

役員の選出方法についても法規で具体

ため、

組合長個人の名義で管理される場合が多かった。

組合が法人格を持た

施されることに対して反対を示す理由があった。

れ 現在市内で一町内に二個の衛生組合を有せるものは二十ヶ所以上」という状態であった。 事態をより深刻化した。 や役員選挙をめぐって頻繁に内紛が発生する。 加ふるに町 内有力者の勢力争いに基づく内部の軋轢が益々尖鋭化し露骨を示す情勢に立 『神戸新聞』 (昭和五年十月八日)によれば、「急激に組合本来の立場がとみに政党化さ 普選実施にともなう地域 への政党間対立の浸透は、 とこに、 一ち至っ た。 こうした 衛生組合 即ち

の法制化が求められることになった。

西宮・ 手数料徴収のもとに行えるはずであった。ここに衛生組合が、 いた(第一一条)。 なかでは、衛生組合は市に属する事務の補助を行ない (第三条)、 して、この法案が成立すれば、 の建議が展開された。 こうした動きをうけて、 法制化にむけての運動としては、 明石の五 そして、 京阪神三都市参事会による建議もあり、 市が兵庫県衛生組合大会を開催して法制化にむけての決議を行っている。 衛生組合が行らべき適切な事業には、 さきに掲げた 衛生組合は法人として都市住民生活に不可欠な屎尿汲取事業を、 全国レベルでは大正九年以来、 「衛生組合法案」が第五九議会に提出されたのである。 法案成立以前に市による屎尿汲取料徴収が 県内でも昭和五年十一月には、 「屎尿ノ汲取運搬」 また、 全国衛生組合連合会による政府 手数料を徴収することが認められ が挙げられてい 神戸 この 住民 へからの 法案の 議会へ こう

戸 、市従業員組合の機関紙 神戸市従業員組 合と無産政党 屎尿汲取料徴収問題をめぐっては、 市従業員組合 『神戸労働新聞』 (結成時は神戸市従業員連盟)と無産政党の動きも見逃すことはできない。 (昭和六年二月二十日)は、 衛生組合とは別に反対を主張したものとして、 屎尿汲取料金の徴収制定について、 吾

等は唯だ吾々の利害だけの意味からでなく、 般無産市民としての立場から、 絶対に反対しなければならな

いと思ふのであります」と訴えていた。

運動家、 済組合の設置などを求めて積極的な活動を展開した。そしてこの市従業員組合を指導したのが、 者の約半分の水準であった。こうしたなかで、市従業員組合は、 均一円八○銭で、 し車や馬車を使って、 された。 神戸市従業員組合は、 市行政の中にも労働運動が浸透しつつあるなかで、こうした動きは全市の従業員に団結の可能性をもた 当時の市の汚物処理にあたる作業員の待遇は劣悪なものであった。 とくに森脇甚一や日本大衆党(→全国大衆党)の永江一夫、松沢兼人らであった。 仮にひと月三〇日労働したとしても月額五四円に過ぎなかった。 一日に五石から三〇石の屎尿を搬出し、これに対して市から支給される日給は一人平 昭和四年十一月三日、 市の屎尿汲取、 塵芥掃除に携わる作業員約千名によって結成 待遇改善、 公休日の設定や忌引の公認、 屎尿汲取に限ってみても、 これは、 当時市電ストが発生 当時の工場労働 当時の無産 手押

えば無産派の市会議員であった森脇甚一などは、 こうした市従業員組合や全国大衆党などの運動も、 市参事会を代表して署名をした人物でもあった。 京阪神三都市参事会の行った「衛生組合法」制定促 その意味で彼等は、 衛生組合の存在をめぐっては微妙な動きをみせた。 衛生組合のような地域住民組織を 例

屎尿汲取料徴収の実施とともに、 X の設置がある。 これは、 昭和五年十二月から翌六年三月の市会の審議を経て、 昭和恐慌下に実施された政策として見逃せない ものに、 同六年九月一 行政

全く否定するものではなかった。

写真 60 区役所の発足(左 湊西, 右 (『又新』昭和6年8月30日)

行政区は、 内 .務大臣の指定さへ得たら、

である。

ほ 日 ĸ

か吏員を配置し、 開設され

戸籍

税務 内を灘

就学・

兵事お

よび衆議院議員・県会議員選挙などの諸事務を分掌するもの

たも

のので、

市

葺合

神

F

湊東

湊

湊西

林

田

須磨の八区に分け、

X

長

区主事

委譲事 務 0) 如きも市長が必要なりと認め、 市会が協賛すれ ば 相

会内外の反発を和らげたことなどがあげられる。 第三に区役所庁舎の新設を避けるなど経費の切り詰めを行ない、 れたこと、 たのは、 である。 り返され、 ところで、 (須磨・灘) 当広範囲にわたることが許される。 とんど全部は区に引きつがれたとい な関係があるとい ことになる。 高的方針計画をさだめ、 まず第 それが の統廃合を行わずそれぞれを独自に行政区としたこと、 第二に基本的には そのつど経費などの関係で実施が見送られてきたところ 行政区の設置については、 それだから区役所なるものの新設は市民生活と重大 昭和恐慌下の K はねばなら 東部三カ これが施行には主として区が直接あたる 町 旧学区域や学区制廃止後 財源難に 村 ΧŻ (灘区) 『又新』 j これまでもたびたび議論が繰 ふわけで、 略) かか の編入により市域が拡張さ いはゞ市の現業事 昭和六年九月一日 わらず、 今後市 その実施をみ 0 新 は 編入市域 市 務の 政 0 市 最 ほ

局課廃合により課長級四人、主事級一〇人をはじめ合計一二八人に及ぶ人員が整理され、 地なからしめ」 二は過去久しきに亘る情実採用のため(議員その他所謂有力者の推薦による)、新進気鋭の学校出をしてはいる余 に必要な吏員の人材獲得については、 が唱えられ 聞紙上などでは、 に達した。また、市吏員任用規程を改正し、吏員の試験採用実施といった人材獲得のための制度が導入され また、 行政区の設置に関連して、 (『神戸』昭和六年八月六日)、 (同上) たというような状態にあった。そこで、昭和六年八月に行われた市の行政整理で 盛 んに市政事務の刷新について「能率第一主義の 並行して行われた市の行政整理について触れておく必要がある。 「優秀な人材が市役所にあつまらない所以、一は給料の安きに在るが、 黒瀬市長もまたその推進の意志を表明していた。 しかし、そのため 『事務合理化』『人物の経済化』」 退職者も三二五人 当時 の実現

井元雄は、 であった教育課長時代には、 たっては、 区には有方新治(前市社会教育係)、 社会行政の専門家として招かれた。 ことになる。 行政区の設置も、 前職は電気局庶務課長であり、 補佐役である区主事とともに、 葺合区でも、 こうした動きの一環として実施された。そのため、 区内の不良住宅改善問題とかかわって、 二部教授制廃止などの懸案事項を一手に解決してきた人物であった。 林田区には中川祖 以下、 湊東区には岩井光次郎(前市会計課主事)、 給電権問題が懸案となっていた同区に、その専門家が配属され 相当の人材が抜擢された。 (前市稅務課長)、 区長には内務省社会局から五十嵐幸雄が たとえば、 須磨区には中村中(前兵庫県地方課)が、 設置された行政区の区長の人事 神戸区長横尾繁六は、 湊区には藤尾順保、 灘区長金 湊西 ĸ あ た 職

た

それぞれ区長に就任した。

区が行政区を単位とすることとされ、

翌十年の選挙粛正運動下に実施されることとなる。

た人物であった。 年団活動の中心を担ってきた人物であり、 な か で 湊西区長となった有方新治は、 彼らが、 やがて行われる選挙粛正運動において、 個人修養による青年層の生活改善、 これまで市教育課配属後、 地区の実行委員会長としてその運動を主 市の連合青年団常任 実業教育の普及を推進してき 理 青

導していくことになる。

時期 ものと言はざるべからず。」(『神戸』昭和九年十一月十日)といわれたように、 たからであった。 われたように、 行政区と にあたってい 地域利害関係を代表せしむるに在り。 れば区界争ひや その他厄介な 問題が起こらぬとも 限らない」(『又新』 昭和五年十二月七日) とい 「選挙の事務をも区役所に引きつぎたいとの考へだとすれば、現在の区を標準としてゆかなけ 行政区が、 事実、 た。 さらに 区役所が開設された昭和六年九月は、 旧学区域や編入市域を単位に設置されたのは、 「地方代表制度の主眼は共同の利害関係を有するものをして共同の選挙に参与 区を以て選挙区とする制度は地方代議制度の主眼に合致せる 第二回普選による県会議員選挙が実施され 選挙事務とのかかわりが重視され 昭和九年から、 県会選挙の選挙

歷 分立を唱えている 毎の連合会をつくり、 土意識高揚の動きを示すことになった。 史的沿革を尊重する意味からも旧 そして、この行政区の下では、衛生組合などの地域住民組織が区単位に結集を図り、 (『神戸』 区役所と協調して衛生組合の機能を発揮させるべきだとの主張のもとに、 昭和六年四月二十四日)。 「兵庫」 例えば、 の名称を用いるべきだと、 神戸区の衛生組合は、 また、 湊西区の場合には、 区の名称変更を衛生組合が市に陳情 区役所が設置されるのを機会に各区 郷土観念を植え付けるため 地 域の共同 市連合会の 利害や郷

している (『神戸』 昭和六年八月十九日)。 これは昭和六年十月に実現し、 「湊西区」 は 「兵庫区」 と名称が変更

深い事例といえよう。 で市会議員候補者の推薦を行うことはこれまでにも見受けられたが、 生組合公認候補に対して、大差をつけられ落選するという結果に終わったのである。個々の衛生組合が単 薦状を組合員である住民に対して発送した。対立したのは無産政党 (労農党) の公認候補一人であり、 共有財産を、 候補者の推薦が実施されている。 ょうどこの時期が、 行政区設置の前年 この選挙ではその第一選挙区(定員七人)において、 学区廃止以後も独自に保管すべく存置されたもので、この区域がそのまま行政区の単位となっ のちの選挙粛正運動にも連なる選挙制度の見直しが議論される時期であっただけに興味 (昭和五年)、 財産区会の選挙ではあるが、 神戸財産区は大正八年の学区廃止のおり、 衛生組合連合会が定員分の候補者を公認し、 神戸区において、区の衛生組合連合会による こうした区単位でのものは珍しく、 それまで学区で管理され 彼は衛 推 独

衛生組合か 個々の組合が区と、市全体にかかわるような問題については組合長の中からさらに互選され 行政区の設置にともない、 衛生組合などの地域住民組織では、 地域の個別的問 題につい ては

場合、 た市連合会の役員が市と、 ら町会へ ·かし「衛生組合法案」が貴族院で審議未了に終わったため、こうした住民組織内部の勢力争 それを抑制する有効な手段はいまだ確立されていなかった。そのため、役員選挙などに絡む紛争 交渉する関係が作られつつあった。 いが があっ は た

ス

カ

トする様相をみせた。

互連絡」

を行うものとされた。

以後、

衛生組合と町会が事務を分担しながら併存することになる。

的根拠を与えるとともに、 役員公選に関する事項が明記された。 置権限が与えられ、 ることになった。これにもとづき翌昭和九年五月には、 被選挙資格 (三〇歳以上で地区に一年以上居住する男子)、投票方法が定められた。 について明文化された権限を得ることになった。第三に、 正された。 こうした状況を踏まえて、 間 の資格において衛生組合に関与してきたが、 これにより第一に、 市および区の連合会が公認された。 一方では、 昭和八年八月三十一日、 衛生組合への世帯主の参加が義務付けられた。 刑法の これにより、 「公選投票を偽造する罪」 組合長を選挙長とすること、 この改正によって、 県の衛生組合に関する規程 これまで個々に行われてきた役員改選が全市 また区長は、 同時に改正された「衛生組合規約標準」により、 これまで法規上の の適用を可能にし、 役員の異動・ このことは、 第二に、 選挙の期 (伝染病予防法施行細則) 事業成績の監督など 権限はなく、 市長に衛生組 日 公的取締 役員選挙に制 会場の公示 合の 単 斉に が 連 設 改

切 組合の事業を衛生関係に限定することになり、 たことも手伝って、 9 0 会(町内会)が結成された。 ただし、 事 余りにも窮屈なものとなった。その上、 務を引き継ぐもので、 この度の県の法規の改正は既存の 新規則に対する組合の反発を呼ぶことになった。 これは、 在郷軍人会・青少年団 衛生組合区域を単位に(役員も衛生組合役員を兼務)、 「伝染病予防法」 規程の改正にあたって、 官公庁のさまざまな行政補助を行っていた市の衛生組 ・青年訓練所への の枠を出るものでは 補助や そこで、 県当局が組合側に諮問を行 m_T 打開策として昭和九月三月、 '内各種 なか った。 団 伝染病予防以外 体 そのため 中 心 わ ナリ ts 合 の K 衛 相 9 生 実施された。これは、選挙粛正運動下の県会議員選挙の前哨戦と位置付けられたものであった。

に対する「公平さ」や「中立の立場」を保持することが強調されるようになったので、 その代表を通じて行政との意思疎通を行う場として機能していった。 以上のように、 衛生組合と町 一会は、 行政補助を行いつつ、 地域住民とくに世帯主の中から代表を選出 ただし役員選挙の取締強化など、 選挙粛正運動のもと 住民

町会として推薦候補を擁立するというような活動は後退を余儀なくされた。

ヲ 併ヲ望マ 中井栄三郎町長は、 調 目下特別市制ヲ布 町民ヨリ神戸市へ合併スベシトノ声起レルヲ以テ、 垂水町の 査回答方照会アリ。 ル ル由承ル。 垂水町の編入についてはすでに昭和四年頃から一部で論議されていたようであるが、 や具体化したのは、 ク関係上大都市トシテ附近町村ノ合併ヲ希望スル様ニ考ヘラル。 一月中旬に神戸市が 垂水町編入の 意向を 持っていることを 伝えられたと言い、 之ニ関係スル 合併ノ参考資料ト考ヘラル」 昭和八年から九年にかけてであった。 カ否不明ナルモ、 之ガ町トシテ如何スベキヤニ付考慮中ナルガ、 二十日程以前、 (「垂水町会会議録」 神戸市ヨリ当町財政其他総テ 昭和九年)と述べて 昭和九年五月の垂水町議会に 叉 現市 いた。 長勝 それ ノ町 田 氏 神戸 さらに 状態 Æ が 市 7 Ġ,

止は、 しようとした。 識されるに至り、 現して県の監督下 ではひき続き行われていた特別市制実現運動と関連していた。神戸市は大正期からひき続いて特別市制 ところで垂水町 中国大陸で 特別市制の実現が望み薄である時、 昭和十二年、 の戦争の拡大にともなう戦時体制の強化の一環としての地方財政制度改革の上で必要と認 から脱却しようとしていたが、 の編入問題は、 時 の 一方ではこのころから問題となっていた県の三部経済制廃止問題 広田内閣は、 それは遅々として進まなかった。 第七○帝国議会に府県制改正法律案を提出してこれを廃 三部経済制が廃止されれば、 担税力の大きな神戸市は、 ところが三部経済制 を実 他方 0 止

当然負担増となる。

な

れば財政上の

困難を来すとした上で、

さらに

あるいはこれから起債しようとしている各種の市債の償還計画は三部経済制を前提にしているので、 そこで神戸 市は同年七月の市会で廃止反対の意見書を満場一致で可決した。 そこでは、 すでに起債した、 廃 上と

蒙リ、 # 道費ヲモ分担 = 現在兵庫県市部経済ニ比シ、 属 ル 可 セ 巾 ザ カラザ ル ノ発展及ビ将来性 = セ 拘ラズ、 ル ザ コ ル可 ŀ 1 広汎 カ ナ /ラザ 'n ラ頓 ナ 更ニ 甚ダ敷 ル ル 郡 挫 コ 部 市 ŀ セ 地域ニ シ ŀ 部 ク高額ナル 相 三属 厶 成 ル ルル等、 = 於ケル国県道費、 ス 至 ル 玉 郡 ル 市民 県道費ハ三部経済廃止 部 コ ŀ ノ既定負担タル郡部債並ビニ 火 ブ負担 ラ階を 併モ ル ハ急激ニ増嵩シ、 \exists 郡 IJ 制廃止 Ŧ 明ニシ 一ノ晩ニ ノ際著シ テ、 於テ 市ノ財政ハ 実ニ 郡 ク増 モ、 部諸 本市 加 道路法上県 継続費ヲ分担 不 ヲ興 シ 測 タ で亡ノ ジ打 ル 郡 岐 撃 経 部 j 済 県

との 来す原因となっ おりもあり、 Ųγ うことであっ 理 由をか 垂水町 かげてい たか の 5 た。 編入もなかなか進まなかっ 郡部は三部 以上からも明らか 経済制 の廃止に積極的に賛成であった。 なように、 た。 また昭和十三年の阪神大水害もこの編入問 市 部が損失を受けるということは こうした市と郡部との対立 郡 部 が得をすると 題に頓挫

立タシ

ムル

(「神戸市会議事録

当町 今日、 方垂水町 モ 亦 玉 ż 家 コ おい 7 ノ非常時 国策 ては、 順応セ 局 昭 三直 和十 ラ 面 ル。 シ、 四 [年三月 然 玉 富家 ル の町 処 方針 本町 議会で一 = 財政 則 リ県当局 議員が述べ 町 税収入以外ニ何等ノ財源 = 於テモ緊縮節約 た次のような事態もあらわれ ノ実ヲ挙グベク努力セ チ ク、 土木関係ニ てい た 於テ、 ラレ、

三年度ニ 或 ツ 衠 本町単 生施 於テ合併運動 タレドモ、 設 独 ニ於テ、 ノ立場ヲ以テ進ムベク、 神戸市合併ニョリ 学校建築ニ於テ甚ダ要望スベキ ニ対シ何等具体的交渉進渉セズ。 吾々ハ研究スル 一挙ニ解決セン E (略) Æ ノ必要迫レリ(「垂水町会会議録」 ノ多々アリ。 ノトシテ之ヲ避ケタリ。 当町 ハ適当ナル時期ニ 昨年予算町会ニ於テ小学校改築案 田口町 於テ市合併ニ見切り 昭和十四年 長就任以来十

に変わりないと答えている 0) ところが昭和十五年に入り、 議員は港湾都市神戸市と合併するか、 三部経済制廃止を含む地方制度改革案が第七五帝国議会を通過して実施され 工業都市明石市と合併するかと問い、 町長は対 神戸市と合併する方

四月十日)との方針を決めた。ここに「神戸市の市是として多年の懸案であった近接町村の合併、 市 協調し県政将来のため極力善処して苟くも市郡の対立抗争を激成するが如きことを避ける」(『神戸』昭和十五年 と報じられるような事態が出現したのである。 市 そこで目的 域拡張の機運は、 を達した郡部側は、 三部制経済の廃止と税制改革が契機となって漸く動き、 四月に 「三部制廃止が実現した以上、これが善後措置は成るべく市側と 当面の問題となって来た」 即 でも神戸

なっ って魅力的存在であった。 人の約三倍にもなっていた この 口 ていた。 は 頃神戸市では、 昭 和 他方、 年の一万七二一四人に対し、 垂水町も神戸市への編入によって教育 人口 事実すでに神戸市よりの人口流入を主たる原因とする人口増加により、 から、 過密状態が進み、 神戸市平地面積の約三〇%に当る住宅地可能面積をもつ 五年間 一平方キロ当りの人口は約三万人にもなり、 で四二%も増加して、 ・衛生・土木・水道 昭 和十五年には二万四四〇三人に ・社会事業等の発展が期待さ 東京市 垂水町 Ó は 垂水 万一千 市 町 K 0

(『神戸市会史』昭和編(1)とうたわれてい

た

こうして昭和十五年六月に、

られ、 和二十一年十一月であった。 とに決し、ようやく七月一日付をもって編入を実現したのである。 立行政区となった場合には議員定数配当ができなくなるという問題があった。 を認めな あった。 ところが、 双方協議により、 昭和十六年二月には県に合併内申書が提出され、 神戸市側もこれに同意していたのであるが、 か つ た。 編入に当たっての垂水町 その上、 当面 県会議員選挙区である明石郡選挙区は定員一名であっ 垂水町を須磨区に編入し人口三万人に達したのちに新たに垂水区を設置するこ 市は翌年四月を期して垂水町編入を決定し、 の希望条件の中には、 内務省は人口三万未満の垂水町区域の独立行政区 三月には内務省に申 垂水町区域を独立の行政区とするとい ちなみに垂水区が独立 垂水町でも十二月末にそれを決 請手続きが行われた。 このため四月一 たため、 した 編 入後 H 0) は戦後 の垂 編入は見送 <u>う</u> 水 項が 0 設 から 昭

火災 E 伴ヒ空襲ノ破壊力ハ絶大ナルヲ予想セラレ、 そこには従来見られなかっ 移 ところでこの垂水町 ブ延焼 転 ノ防空施設 地 ニ乏シ ヲ防 止 ノ整備ヲ必要ト 従ッテ広大ナ 避難 編 入 た 0) 理 待避等ヲ迅速円滑 「対空防衛上ノ必要」という一項があり、 ・スル 由書 ル 土 モ、 (昭和十六年二月二十一日 地 神戸 恵 市現在 対空防衛体制 7 ニナラ ル ル隣接諸町村ヲ一丸トシテノ計画樹立 シ ノ狭小ナル区域ヲ以テシテハ、 メ ン ガ ハ一段ノ強化ヲ要スル次第ナリ。 付 為 に __ は 戦時色が色濃くうつし出 防空広場 「将来戦ニ於テハ、 ラ設 斯 ケ、 ル 施設ヲ行 大道路 刻下ノ急務 即 航 空機 され チ ヲ 新 空襲 ン 設 ノ発達 7 タリ」 ŀ ス _ 依 ス ル た 等 ル ル

供給シ、高度国防国家建設へノ努力ヲ傾注セシムルコトヲ得ル」(同)と表現されたのであった。垂水町編入

はかくして時局を反映したものでもあったのである。

また住宅地としての期待を述べる場合でも「産業戦士ニ休養ト慰安ヲ与へ、 淪ラザル明日へノ力ノ源泉ヲ ^。。